

特定一般社団法人等に課される相続税額の
計算明細書

この明細書は、相続税法第66条の2第1項に規定する特定一般社団法人等が相続税の申告書を提出する場合に作成します。 なお、この明細書の書きかた等については、裏面をご覧ください。	被相続人	
	特定一般社団法人等の名称	

第1表の付表5

(令和6年1月分以降用)

1 遺贈により取得したものとみなされる金額の計算 (注) 第1表の付表5(別表1)において明細を作成してください。		
相続開始の時ににおいて特定一般社団法人等が有する財産の価額の合計額(第1表の付表5(別表1)の①の価額)	①	円
特定一般社団法人等が有する債務の金額(第1表の付表5(別表1)の②の金額)	②	円
特定一般社団法人等に課される国税又は地方税の額(第1表の付表5(別表1)の③の金額)	③	円
被相続人の死亡により支給する退職手当金などの額(第1表の付表5(別表1)の④の金額)	④	円
相続開始の時点における基金の額(第1表の付表5(別表1)の⑤の金額)	⑤	円
特定一般社団法人等の純資産額(①-②-③-④-⑤)(赤字の場合は0)	⑥	円
相続開始の時点における同族理事の数(第1表の付表5(別表1)の⑥の数)に1を加えた数	⑦	
特定一般社団法人等が被相続人から遺贈により取得したものとみなされる金額(⑥÷⑦) (注) ⑧の金額を第11表の付表4の「財産の明細」の「価額」欄に転記するとともに、「備考」欄に「第1表の付表5のとおり」と記入します。	⑧	円

2 相続税額から控除する法人税等に相当する額の限度額の計算(第1表の付表4の作成がある場合のみ、記入します。)		
相続税額から控除する法人税等に相当する額(第1表の付表4の⑭の金額)	⑨	円
相続税の差引税額(第1表の⑩の金額)	⑩	円
遺贈により取得した財産の価額のうち法人税法の規定により事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産の価額の合計額(第1表の付表4の②の金額)	⑪	円
相続税の課税価格(第1表の⑥の金額)	⑫	円
相続税額から控除する法人税等に相当する額の控除限度額(⑩×⑪÷⑫)	⑬	円
控除額(⑨の金額と⑬の金額のうちいずれか少ない方の金額)	⑭	円

3 相続税額から控除する贈与税・相続税の税額の計算 特定一般社団法人等が相続開始前に贈与又は遺贈により取得した財産について、相続税法第66条第4項において準用する同条第1項又は第2項の規定により課された贈与税又は相続税の税額がある場合に記入します。 (注) 第1表の付表5(別表2)において明細を作成してください。		
相続税法第66条第4項において準用する同条第1項又は第2項の規定により課された贈与税及び相続税の税額(第1表の付表5(別表2)の①の金額)	⑮	円
⑮の金額のうち、既に相続税法第66条の2第3項の規定により控除された金額(第1表の付表5(別表2)の②の金額)	⑯	円
控除対象金額(⑮-⑯)	⑰	円

4 申告納税額(納付すべき税額)の計算 (注) ⑳①の金額を特定一般社団法人等の第1表の㉑欄に転記します。			
⑱ 相続税の差引税額(第1表の⑩の金額)	⑲ 相続税額から控除する法人税等に相当する額(⑭の金額)	⑳ 相続税額から控除する贈与税及び相続税の税額(⑰の金額)	㉑ 申告納税額(納付すべき税額)(⑮-⑲-⑳)(赤字の場合は0)
円	円	円	円

5 控除対象税額の残額の計算((⑮-⑲-⑳)の計算が赤字の場合のみ、記入します。)		
㉑の金額のうち、「4 申告納税額(納付すべき税額)の計算」において控除した金額(⑮-⑲)	㉒	円
控除対象税額の残額(㉑-㉒)	㉓	円

書 き か た 等

この明細書は、平成 30 年 4 月 1 日以降に一般社団法人等の理事である者（一般社団法人等の理事でなくなった日から 5 年を経過していない者を含みます。）が死亡した場合において、その一般社団法人等が相続税法第 66 条の 2 第 2 項第 3 号に規定する特定一般社団法人等に該当するときに、その特定一般社団法人等が相続税の申告書を提出する場合に作成します。なお、この明細書は、相続税の申告書に添付して提出してください。

- 1 「特定一般社団法人等の名称」欄には、相続税法第 66 条の 2 第 1 項の規定の適用を受ける一般社団法人等の名称を記入します。
- 2 「1 遺贈により取得したものとみなされる金額の計算」は、特定一般社団法人等が被相続人から遺贈により取得したものとみなされる金額について計算します。
 - (1) 「①」から「⑤」欄には、第 1 表の付表 5（別表 1）の「①」から「⑤」欄の額を転記します。
 - (2) 「⑦」欄の「相続開始の時ににおける同族理事の数に 1 を加えた数」は、第 1 表の付表 5（別表 1）の「⑥」欄の数に 1 を加えた数を記入します。
- 3 「3 相続税額から控除する贈与税・相続税の税額の計算」は、過去に相続税法第 66 条第 4 項において準用する同条第 1 項又は第 2 項の規定により課された贈与税又は相続税の税額がある場合に、相続税から控除する金額を計算します。

なお、「⑮」及び「⑯」欄には、第 1 表の付表 5（別表 2）の「①」及び「②」欄の額を転記します。
- 4 「5 控除対象税額の残額の計算」は、この相続税の申告に係る相続後に開始した相続につき相続税法第 66 条の 2 第 1 項の規定によりその特定一般社団法人等に相続税が課される場合に控除されることとなる金額を計算します。

(注) 1 「一般社団法人等」とは、一般社団法人又は一般財団法人（被相続人の相続開始の時ににおいて公益社団法人又は公益財団法人、法人税法第 2 条第 9 号の 2 に規定する非営利型法人、特定目的会社等を子会社として保有することを専ら目的とするものその他の相続税法施行令第 34 条第 4 項に規定する一般社団法人又は一般財団法人に該当するものを除きます。）をいいます。

- 2 「特定一般社団法人等」とは、次の(1)、(2)に掲げる要件のいずれかを満たす一般社団法人等をいいます。
 - (1) 相続開始の直前における被相続人に係る同族理事の数の理事の総数のうちに占める割合が 2 分の 1 を超えること
 - (2) 相続の開始前 5 年以内において、被相続人に係る同族理事の数の理事の総数のうちに占める割合が 2 分の 1 を超える期間の合計が 3 年以上であること
- 3 「同族理事」とは、一般社団法人等の理事のうち、被相続人又はその配偶者、三親等内の親族その他の被相続人と相続税法施行令第 34 条第 3 項に規定する特殊の関係のある者をいいます。